

那須烏山市内で土砂の埋立て等を計画している方へ

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び条例施行規則の一部を令和4年8月1日付けで改正しました。

●主な改正内容

・許可面積要件の変更（条例）

1,000㎡以上3,000㎡未満の許可面積要件を、500㎡以上3,000㎡未満に変更しました。

・県外発生土の禁止を追加（条例）

事業に用いることのできる土砂を「栃木県内」とし、発生場所から直接搬入される土砂に限定しました。

・改良土の搬入の禁止を追加（条例）

土砂等（汚土を含む）や建設汚泥にセメントや石灰等を混合し化学的に安定処理したものを「改良土」といいます。処理が適切に行われなかった場合、周辺の環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、そのような事態を防止するため改良土の使用を禁止しました。

・事前協議及び周辺住民等への事前説明の実施を義務化（条例）

改正前は、市の許可後に周辺住民への周知の努力義務としていましたが、これからは、許可申請前に周辺住民等に対し、事業の内容を周知することを義務化しました。また、市との事前協議を義務化しました。

・手数料の変更（条例）

新規の許可申請を1件につき22,000円を「26,000円」に変更しました。

変更の許可申請を1件につき13,000円を「16,500円」に変更しました。

譲受の許可申請を1件につき13,000円を「16,500円」に変更しました。

・土砂等の安全基準を追加（規則）

土砂搬入の際に実施する地質検査は、土壌環境基準に基づき29の物質を測定することとしてきましたが、土壌の状態（酸性土壌、アルカリ性土壌）については判断ができなかったため、水素イオン濃度（pH）の基準（5.8以上8.6以下：水質汚濁防止法に基づく基準）を追加しました。

・生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する基準を追加（規則）

事故防止のための施工管理体制（搬入作業日時等）、粉じん、騒音及び振動、交通安全対策（道路管理者と協議、通学路に当たるときは教育委員会と協議等）等の基準を追加しました。